

平成 年 月 日 税務署長殿		所管	業種目	概況書	要否	別表等	※ 連結申告 一連番号
納税地 電話() -	連結親法人 整理番号		連結グループ 整理番号		連結事業年度 (至) 年 月 日		売上金額 兆 十億 百万
(フリガナ) 連結親 法人名	経理責任者 自署押印		申告年月日 年 月 日		申告年月日 年 月 日		申告区分 通信用印 確認印 庁指定 局指定 指導等 区分
(フリガナ) 代表者 自署押印	旧納税地及び 旧法人名等		法人税		申告区分 法人税		申告区分 申告区分
代表者 住所	添付書類 <small>貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、貸借対照表科目内訳明細書、個別帰属額に関する書類、事業概況書、組織再編成に係る移転契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書</small>		申告書 申告書		適用額明細書 提出の有無		税理士法第30条 の書面提出有

別表一(二) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書 | 特定の医療法人の分... 平二十七・四・一以後終了連結事業年度等分(平二十六・十・一以後開始連結事業年度等用)

平成 年 月 日 連結事業年度分の法人税 申告書
 平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 (連結中間申告の平成 年 月 日) (場合の計算期間平成 年 月 日)

適用額明細書提出の有無 (有) (無)
 税理士法第30条の書面提出有 (有) (無)
 税理士法第33条の2の書面提出有 (有) (無)

この申告書による法人税額の計算

項目	十億	百万	千	円	項目	十億	百万	千	円
連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「55の①」)					14 所得税の額 (別表六の二「6の③」)				
法人税額 (45)					15 外国税額 (別表六の二「12」)				
法人税額の特別控除額 (別表六の二「27」+別表六の二「四」[16]+別表六の二「五」[12]+別表六の二「六」[21]+別表六の二「九」[52]+別表六の二「十」[42]+別表六の二「十一」[42]+別表六の二「十二」[38]+別表六の二「十三」[38]+別表六の二「十四」[25]+別表六の二「十五」[27]+別表六の二「十六」[17]+別表六の二「十七」[37]+別表六の二「十八」[18]+別表六の二「十九」[22]+別表六の二「二十」[42]+別表六の二「二十一」[19])					16 計 (14)+(15)				
差引法人税額 (2)-(3)					17 控除した金額 (10)				
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額					18 控除しきれなかった金額 (16)-(17)				
課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+別表三(二)「25」+別表三(三)「20」)			0	0	19 土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)				0
同上に対する税額 (19)+(20)+(21)					20 同上 (別表三(二)「28」)				0
法人税額計 (4)+(5)+(7)				0	21 同上 (別表三(三)「23」)				0
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額					22 この申告による還付金額 (18)				
控除税額 ((8)-(9))と(16)のうち少ない金額					23 連結中間納付額 (12)-(11)				
差引連結所得に対する法人税額 (8)-(9)-(10)				0	24 連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額				
連結中間申告分の法人税額				0	25 計 (22)+(23)+(24)				
差引この申告により納付すべき法人税額 (11)-(12) (連結中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(23)へ記入)				0	26 この申告前の連結所得金額又は連結欠損金額 (48)				
					27 この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (52)				0
					28 連結欠損金等の当期控除額 (別表七の二「3の計」又は「16」)				
					29 翌期へ繰り越す連結欠損金 (別表七の二「5の合計」)				

この申告書による地方法人税額の計算

項目	十億	百万	千	円	項目	十億	百万	千	円
課税標準法人税額 (8)+(8の外書)				0	37 この申告による還付金額 (35)-(34)				
所得地方法人税額 (47)					38 この申告前の課税標準法人税額 (55)				0
外国税額の控除額 (別表六の二(二)「45」)					39 この申告により納付すべき地方法人税額 (59)				0
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額					還付を受ける金融機関等				
差引地方法人税額 (31)-(32)-(33)				0	銀行 本店・支店 出張所 預金				
中間申告分の地方法人税額				0	金庫・組合 本所・支所				
差引確定地方法人税額 (34)-(35) (中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は(37)へ記入)				0	農協・漁協				
					口座番号				
					ゆうちょ銀行の貯金記号番号				
					※税務署処理欄				

税理士 署名押印 (印)